

平成30年7月19日

市内生活介護事業所管理者様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課担当課長

生活介護事業所における短時間利用減算の取扱いについて

日頃から、本市障害福祉施策に御尽力いただきありがとうございます。

さて、平成30年度報酬改定により、生活介護事業所については標記減算が創設され、平成30年7月サービス提供分から適用となります。

については、短時間利用減算に係る届出等の提出は必要ありませんが、毎月、事業所において減算の該当の有無について確認を行う必要がありますので適切に御対応ください。

1 減算の適用となる事業所

利用時間が5時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の100分の50以上に該当する生活介護事業所

2 短時間利用減算の取扱いに係る留意事項

- (1) ここでいう「利用時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。
- (2) 送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除く。なお、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定に当たっては、やむを得ない事情により5時間未満の利用となった利用者を除く。
- (3) 算定される単位数は、所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。
- (4) 平成30年4月～6月の実績に基づき、7月1日以降のサービス提供分から適用する。

3 短時間利用減算の算出方法

- (1) 各利用者について、前3月における利用時間の合計時間を、利用日数で除して、利用日1日当たりの平均利用時間を算出する。
- (2) 当該月における、(1)により算出した平均利用時間が5時間未満の利用者の延べ人数を、事業所の利用者の延べ人数で除する。

障害計画課事業者指定担当

TEL 044-200-2927

FAX 044-200-3932